

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
災害対策	<p>（災害対策）</p> <p>第 27 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民および防災関係機関と連携を図るものとします。</p>	<p>（危機管理）</p> <p>第 27 条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民及び関係機関と連携を図るものとします。</p>
市政の自浄	<p>（市政の自浄）</p> <p>第 29 条 市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを職員が知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとします。</p> <p>2 市長は、職員が前項の行為を行ったことにより不利益を受けることがないよう、適切な措置を講じるものとします。</p>	<p>（削除）</p>
行政手続	<p>（行政手続）</p> <p>第 36 条 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明するものとします。</p>	<p>（行政手続）</p> <p>第 36 条 市は、茂原市行政手続条例（平成 8 年茂原市条例第 11 号）の規定に基づき、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関がする行政指導に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るものとします。</p>

まちづくり条例 行政対案（行政運営の基本原則・実効性の確保・住民投票）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
国等との連携	<p>（国等との連携）</p> <p>第37条 市は、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力するとともに、地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します。</p>	<p>（国等との連携）</p> <p>第37条 市は、より良いまちづくりに向けて、国、県、その他地方公共団体と相互に協力及び連携するよう努めるものとします。</p>
委員会の設置	<p>第8章 実効性の確保 （委員会の設置）</p> <p>第38条 この条例の実効性を確保する仕組みとして、公募市民を過半数とする「評価のための市民委員会」（以下、「委員会」と表記する）を設置します。</p> <p>2 委員会は、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかについて、市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表するとともに、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。</p>	<p>（削除）</p>
条例の見直し	<p>附 則</p> <p>市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参加するものとします。</p>	<p>（条例の見直し）</p> <p>第39条 市長は、社会経済情勢の変化に照らして、この条例について適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。</p>

まちづくり条例 行政対案（行政運営の基本原則・実効性の確保・住民投票）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
住民投票	<p>第17条 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。</p> <p>2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。</p>	<p>第17条 市は市政に関する重要事項について、市民の意思を確認することができます。</p> <p>2 市及び議会は、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとします。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別に条例で定めるものとします。</p>